

# 記念物あるいはモニュメントをめぐる動産・不動産の日仏用語比較

## —文化遺産の分類について—

吉川 也志保

### 1. 研究の経緯

文化遺産の中でも特に世界的に価値の認められているものは、世界遺産として知られている。日本で最も早く世界遺産に登録されたのは、1993年の法隆寺地域の仏教建築物であり、現存する建造物のうち、世界で最も古い木造建造物であるという点が評価されたのは周知のとおりである。

世界遺産という言葉の、「『遺産』という用語には、次世代に受け渡すものといった前向きなニュアンスがあるので、現代人にも受け入れられやすいのだろう<sup>1</sup>」という考え方がある。一方で、2016年1月9日、ユネスコ・アジア文化センターによる文化遺産国際セミナー「造替の文化と世界遺産」では、世界遺産に登録されている春日大社の式年造替と、世界遺産に登録されていない伊勢神宮の遷宮について、稲葉信子<sup>2</sup>、岡本彰夫<sup>3</sup>、千種清美<sup>4</sup>で座談会を開催した際に、以下のような話題が提供された。

神社の造替や遷宮は、どちらも日本の伝統であるが、奈良の法隆寺が世界遺産に登録が審議された際に、伊勢神宮の遷宮という伝統について議論にあがった<sup>5</sup>。その結果、世界遺産の登録基準に必要な「材質の authenticity（「真正性」あるいは「真実性」と訳される）」が、建替によって失われるので、伊勢神宮は世界遺産に登録される基準を満たしていないという判定がでたのだが、神社の側としても、「現役で使っている信仰の場に「遺産」という言葉はふさわしくないため、「遺産」を冠する名称の登録は避けたい」という意見もあるとのことであった。

実際には、ヨーロッパのノートルダム大聖堂や、日本でも春日大社のように社寺の中で、現在も使用している宗教施設が世界遺産に登録されている前例は多くあるが、あらためて、「遺産」について『広辞苑』（第7版）にて確認すると、「①死後に残した財産。すなわち人が死亡当時持っていた財産。所有権・債権などの権利のほかには債務も含む。相続財産。」とあるが、「②比喩的に前代の人が残した業績。」と続き、用例として、「文化遺産」という語が挙げられている。

伊勢神宮が世界遺産の条件を満たしていないとみなされている問題については、「真正性」とは何かという議論に終始しがちであるが、本稿では、先述のシンポジウムで話題にのぼった「遺産」という言葉に注目し、「真正性」の議論から一歩立ち戻って、まず、日本語での文化遺産に関連して「記念物」あるいは「モニュメント」という訳語をあてられることが多い、フランス語の monument という言葉の概念について見直すこととした。

なぜ、日欧の用語を比較する中で、フランス語のモニュメントについて見直すことが重要なのかを説明するにあたり、ICCROM（International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property 文化財保存修復研究国際センター）名誉会長であったポール・フィリップが、ユッカ・ヨキレット著『建築遺産の保存 その歴史と現在』<sup>6</sup>の「まえがき」を執筆した時の第一文にある考え方を下記に引用し、次章にて世界遺産とモニュメントの関係について述べる。

ひとつのまとまりを持ったヨーロッパ文化が存在するという事、またこの文化が諸国の文化と絶えず対話しながら共存しているということ、これらのことに疑念を抱く人にとって、建築家ユッカ・ヨキレット氏が示す修復の歴史は、この疑いを取り除く説得力のある証明であろう。<sup>7</sup>

この考え方に沿って、本稿の目的は、ヨーロッパ各国の多様性や細かな差異をつまびらかにすることを目指すのではなく、まずは、本稿の研究対象となる用語について、ひとつのヨーロッパとして共通基盤となる概念に着目した。

そして、文化遺産の中で、最も権威あるものの一つがユネスコ世界遺産であり、ユネスコの本部およびユネスコ世界遺産センターの本部はフランスに設置され、申請登録で使用される言語は、主に英語とフランス語である<sup>8</sup>。ユネスコ憲章の条文第14条には、「この憲章の英語とフランス語の文章は等しく権威があるものとみなす The English and French texts of this Constitution shall be regarded as equally authoritative」と記されているため、比較対象としてフランス語を代表的なものとした。

## 2. 建築の保存と世界遺産の枠組みの中に現れる monument の位置付け

世界遺産を示す英語やフランス語の単語には、monument という語は含まれないが、世界遺産としての保護対象に関する言及の中では登場するため、まずは、世界遺産と文化遺産について日欧の用語をたどる。

世界遺産 (World Heritage (英語) : Patrimoine Mondial (フランス語)) は文化遺産の中でも世界的に価値を認められ保護の対象となっているため、その景観や建造物の保存に携わる実務では、建築学および文化財学・保存科学に関わる諸分野の知見が必要となる。また、文化遺産を活用する方面では、「都市、交通・湾港、国土計画一般、観光開発、経済振興、自然保護、文化政策など、多岐にわたる領域を総合的に理解できてはじめて、その国の文化財あるいは歴史的環境の保護に関する情報が網羅されるが、しかしその作業は容易ではない」<sup>9</sup>とされる。

上記のような幅広い学術分野の知見と技術が必要とされる一方、それぞれの学術分野で用いる用語については、改めて、その定義と具体的な内容を確認しあう必要性が伴う。そして、日本とヨーロッパのように異なる文化圏での文化交流や研究交流においても、用語が定着あるいは受容されるまでの経緯から、それぞれの概念が形成されてきた過程がある。

19世紀に、近代的な建築の保存修復の理念の基礎を築いた人物として代表的な人物が、建築保存の理論家とされるイギリスのジョン・ラスキン John Ruskin

と建築保存の実践家とされるフランスのエマニュエル・ヴィオレール＝デュック Emmanuel Viollet-le-Duc である<sup>10</sup>ことは、専門家の中で広く知られているため、ラスキンとヴィオレール＝デュックの著作での「記念」に関わる用語についても改めて見直した。

ラスキンは、代表的な著作のひとつである『建築の七燈』<sup>11</sup>の中で、建築物の分類を①神に捧げるもの Devotional：神に仕えるか、神を崇拜するために建てられたすべての建築、②記念的なもの Memoial：モニュメント monument や墓碑を含む、③民間的なもの Civil：一般的な営利事業や国民の娯楽のために建てられた全ての建物を含む、④軍事的なもの Military：国防のための公共および民間の建物を含む、⑤住宅的なもの Domestic：あらゆる階級、あらゆる種類の住居を含む、以上の5分類に大別できる<sup>12</sup>としている。

一方で、ヴィオレール＝デュックは、モニュメントについての深い知識を持ち合わせてはいたが、自身の大著である『中世建築事典』<sup>13</sup>では、モニュメント monument および、「世界遺産」の「遺産」部分や文化財の「財」の部分の訳語が当てられる patrimoine という2つの単語は掲載されておらず、代わりに建築専門用語についての詳しい解説が図版とともに紹介されている。特に、彼の主要業績の一つである修復 restauration<sup>14</sup>については「(この言葉は)新しい言葉である」という文章から書き始め、多くのページを割いて解説をしている。このことは、文化遺産の標語としての patrimoine は20世紀以降に、その分野の基本用語として広く定着した意識である可能性や、monument という概念がより古代建築を象徴するような用語<sup>15</sup>であり、ヴィオレール＝デュックやラスキンが礼賛していた中世のゴシック建築を解説するには、あまり合致しなかった可能性などが推測される。

なお、時代は遡るが、フランス革命前のアカデミー・フランセーズによる国王に献呈された辞書では patrimoine は、父親あるいは母親から受け次ぐ財産とあるが、日本語の遺産とは異なり、必ずしも死後とは記載されていない<sup>16</sup>。

そして、20世紀に入り、世界遺産の制度ができる前段階として、イタリア出身のチェーザレ・ブランディの著作『修復の理論』で考察された美学哲学的な議論が、

翌年にユネスコで採択された「人類共通の遺産としてのモニュメントおよび遺跡の保存修復に関する、通称ヴェニス憲章 Venice Charter<sup>17</sup>」の制定や、更に、その翌年、ユネスコの諮問機関としての ICOMOS の設立から 1972 年世界遺産条約の批准と世界遺産登録制度の発足にかけての国際的な動きに先駆けるものであった<sup>18</sup>とされる。このことから、世界遺産の制度には、monument の保存修復が念頭におかれていたことがわかる。

ここで、再びこれらの用語を扱う学術的意義を明らかにするため、文化遺産を保護する意義と目的について概説しなければならない。広辞苑（第7版）での「文化遺産」の定義には、「将来の文化発展のために継承されるべき過去の文化」とあり、その中には、文学や芸能など形をもたない文化も含まれるが、文化遺産の中でも有形文化財に分類される不動産と動産に関わる用語を扱う。また、日本国語大辞典（第2版）では、「文化遺産」は、「前の時代の文化財で、現在に伝わるもの。次の時代の発展のために継承される文化。」としている<sup>19</sup>。

そして、ユネスコの使命として公開されている見解では、以下のように説明されている。

記憶は創造性の本質的な原動力である。なぜなら、個人も民族と同様に、自分たちの有形無形の自然遺産や文化遺産から、自分のアイデンティティーの指標を見出し、インスピレーションの源を汲み取っているからである。だからこそ、ユネスコ憲章によって、ユネスコは「歴史的あるいは学術的に重要な図書、美術作品、その他の記念建造物 Monument など普遍的遺産の保存について」独自の責務を担っているのである。戦争、自然災害、都市化、工業化といった現象が、より深刻な脅威として絶えず遺産に重くのしかかっているこんにち、その責務はますます重大である。同時に、遺産は産業を発展させる有力な要因ともなっている。とくに、観光産業の飛躍は目覚ましく、多くの国々にとって、観光は収入と職を生み出す重要な源なのである<sup>20</sup>。

この文中には、monument が登場するだけでなく、後述する monument の語源に関わる「記憶」という用語も登場する。

このような使命を達成すべく、世界の文化財のために、専門家の育成、資料収集、文化財の保存に対する啓発を目的とする国際的な拠点として<sup>21</sup>、1959年、ICCROM ローマセンターが設置された。ICCROM には、世界遺産条約<sup>22</sup> 締約国から推薦された物件を世界遺産として登録する価値があるのかを審議、決定し、登録されている世界遺産の評価をする世界遺産委員会の活動に協力する役割もある<sup>23</sup>。そして、建造物・記念物・遺跡など不動産文化財一般の保存を対象に、同じ目的を持つ国際非政府組織にはフランスのパリに本部が設置されている ICOMOS (International Council on Monuments and Site) があり、この組織には、国際記念物遺跡会議という訳語があてられている<sup>24</sup>。

ICCROM 在職中にユッカ・ヨキレットが、ヨーク大学で執筆したヨーロッパ建築物の保存の歴史についての博士論文<sup>25</sup> 中、monument という単語は、実に 1272 回使用され、歴史的な建築や、文化遺産、文化財についての他の単語と比較しても、architecture が 421 回、heritage が 80 回、property が 37 回であることから、monument という単語が、世界遺産を含む建築保存の歴史を著述する上で、不可欠な言葉であることがうかがい知れる。

### 3. 「記念」と Monument の訳語

ユッカ・ヨキレットによると、ギリシャ語で「モニュメント monument」をさす単語 *μνημετον* (記憶 *mneme* に由来する) は、記憶すなわち「記念 memorial」に関連している一方、ラテン語におけるその単語 *monumentum* (*moneo* に由来する) は、政治的・道徳的意味合いを含む言葉であり、それを見るものに対し統治者の権力を説き、思い起こされるものであった<sup>26</sup> とされる。そして、memorial の概念は、既に古代において広く知られ、その代表的な建造物は、エジプトのピラミドやマスタバのようなファラオたちの事跡を伝えるものだという<sup>27</sup>。

この概念の一部が、現在は、日本の建築分野でも共有されていることが、日本建築学会の発行する『建築雑誌』「特集 建築は記念する」の主旨説明から引用される下記の文中でも窺い知ることができる。

モニュメント (monument) という言葉があります。一般的には、「記念碑」と訳されますが、建築の場合には「記念的建造物」のようなこなれない日本語があてられることがあります。ラテン語の動詞《moneō》(思い起こす) に由来する言語です。何かの出来事が、未来において思い起こされるために建立されるオブジェがモニュメントと呼ばれ、そこから建築は記憶と結び付けられます。その最たる形式は墓でありましょう。<sup>28</sup>

そして、同誌中では、「記念建築」は、①ある出来事に際して建てられるもの、②周年記念、③個人を記念するものなどのいくつかの類型に分類できるとされる。

日本の建築学の分野では、現在、「モニュメント」というものを上記のように捉えていることが確認できたので、ここで、文化遺産や文化財の保存に関わる分野では、どのように考えられてきたのかを概略しよう。

日本は、ICCROM に 1967 年に加盟し、2003 年の時点では、アメリカに次いで第 2 位の分担金出仕国で全体の約 20% を分担していることでも存在感を発揮していたようだが<sup>29</sup>、専門家の派遣も盛んであった。1969 年、保存科学の専門家であった東京国立文化財研究所化学研究室長 岩崎友吉は、ICCROM ローマセンター第五回総会ヴェニスに日本政府代表として出席し、理事に当選、文化財保存上の諸連絡を行い、センターの事業計画委員に指名された<sup>30</sup>。同氏は、文化財と文化遺産という言葉について以下のように述べている。

文化財という言葉は、昭和二十四年の法隆寺の火災を一つの契機として「文化財保護法」が制定されてから、頻繁に使われだしたようである。それ以前は、国宝や特別保護建造物などという言葉が用いられていた。戦後間もない頃、故

長谷部言人教授からうかがった古文化資料という言葉もあり、これを冠した研究会もあったが、現在はあまり耳にしない。

文化財は、現在、有形無形を含めて大きな概念をあらわす言葉になっている。Biens culturels（フランス語）cultural property（英語）beni culturali（イタリア語）に当たるであろう。

一方、過去の文化財として文化遺産という言葉があるが、cultural heritage, cultural assets などと同じであろう。また各国の文化財担当の部署や会議の名称などは、めいめい便宜上、勝手な言葉を用いているのが現状である。文化財の monument（英・仏）という言葉には、日本とヨーロッパとでは、その概念や内容に若干の違いがあり、日本ではとかく記念物や記念碑の意味に解するが、ヨーロッパではむしろ建造物としてとっている。<sup>31</sup>

上記の引用で端的にあらわされているように、日欧の訳語で、適合しやすかったのは、「cultural（文化的な）property（財産）」が「文化財」と訳出されたことであるが、monument については、これに相当する概念が元々は、日本にはないものであった。

そこで、今日、建造物に限らず文化財全般の価値と保存修復の倫理と手法についての基本理念の基準となっている世界遺産条約やヴェニス憲章での条文を見直してみると、世界遺産条約「第1章文化遺産及び自然遺産の定義」第1条<sup>32</sup>で、定められる文化遺産 cultural heritage（英語）patrimoine culturel（フランス語）に適用されるものは大きく分けて3つあり、①記念工作物 monuments（英語）monuments（フランス語）、②建造物群 groups building（英語）ensembles（フランス語）、③遺跡 sites（英語）sites（フランス語）となっていることが確認できる。通常、考古学や文化財に関わる分野では、monument は記念物あるいは記念建造物と訳されることが多いが、世界遺産条約のこの条文に限り、日本 ICOMOS 国内委員会憲章小委員会の訳<sup>33</sup>により、「記念工作物」という言葉が使われ、文化庁などでの報告書<sup>34</sup>でも、この訳語が踏襲されている。その理由としては、この条文



の中で、monument は、「建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組み合わせでもあって、歴史上、芸術上又は学術上顕著が普遍的価値を有するもの」とされているため、建造物に付随する装飾や周辺環境を含むニュアンスを加えるために作られた訳語であると推察される。

#### 4. Monument と動産・不動産の文化遺産について

ここまでの論述では、基本的に monument は建築物に類するものであり、不動産として捉える前提で、用語の比較をしてきたが、フランス国内では、monument に動産が指定される場合もある。

まず、フランス文化通信省で編纂された世界遺産の概説書を翻訳した水嶋は<sup>35</sup>、以下のような注釈を添えている。

世界遺産<sup>36</sup>の対象は、原則的に不動産である。国家遺産という場合、たとえば、我が国の文化財保護法の場合、可動型の文化財や無形文化財なども含まれる。文化遺産を le patrimoine culturel（英語では cultural heritage）というのに対し、文化財を les biens culturels（英語では cultural property）といて区別することもある。

上記引用文の後半についての和訳は、前出の事典や岩崎と同様であり、定訳になっていると考えて良いだろう。一方、日本語の「文化財」は、可動型、すなわち動産文化財や無形文化財を含むが、不動産も含むため、「文化財」を英語あるいはフランス語に訳す場合に、cultural heritage や patrimoine culturel をあてても対象物によっては間違いではない。文化遺産としての動産・不動産をさす言葉をめぐる概念の範囲についての違いは、各国の文化財保護制度の成立過程や対象とする範囲の違いも影響していると考えられる。

東京文化財研究所では、2001年から2005年度までの5年計画で、文化財保存に関わる法体系、組織がよく整備されているヨーロッパ諸国<sup>37</sup>を対象に法律や組織など、文化財保護制度についての情報を広く収集し、その比較研究を実施した<sup>38</sup>。その時点で、イギリスおよびドイツには、不動産文化財・動産文化財、無形文化財のすべてを一括してあつかう法律や組織はなかった<sup>39</sup>。稲葉によると、欧州各国の文化財保護は、多くは不動産文化財の保護のための法制度の確立から始まり<sup>40</sup>、イギリスは、文化財の保護を、遺跡、建造物、街並みなど不動産文化財の保護として、19世紀後半から発達させてきた<sup>41</sup>。美術工芸品など動産文化財については、原則として公有化・公開を前提に博物館の運営を支援する制度の枠組み、あるいは輸出入を規制する制度の枠組みの中においてのみ行われており、日本のように文化財保護により民間が所有する動産文化財に網をかけて保護する制度や、無形文化財についての制度も存在しなかった<sup>42</sup>。

一方、フランスでは、一つの法律が「歴史的記念物（歴史的モニュメント）Monument Historique」のカテゴリーで動産と不動産の双方を対象としている点や、文化財の認定手続きを指定と登録の2段階の制度とする点で、日本の文化財保護法（有形文化財）と共通する特徴を有する<sup>43</sup>。

フランスにおける「歴史的記念物」のうち、動産を代表するもののひとつは、古文書である。具体的には、フランス革命後、元々は、王室や貴族が保有していたものを含めた行政文書を所蔵・管理するために設立されたフランス国立文書館では、フランス史上最も重要だと判断された文書を抜粋し「歴史的なモニュメント monument historique」と名付けた分類項目がつくられ<sup>44</sup>、そこに分類された文書を閲覧請求するときは、現在も、この分類項目名が使用されていることが挙げられる。

日本においては、政府は1871年太政官布告により国による動産文化財の保存を開始<sup>45</sup>し、1897年には<sup>46</sup>動産・不動産双方を対象とする最初の法律を規定している<sup>47</sup>。このことから、日本では不動産文化財の保護に関わる法律よりも、先に動産文化財の保護に関する法律が成立したことがわかる。日本は非欧州圏では唯一、

欧州にそれほど遅れをとらずに文化財保護制度を発達させてきた国であり、また無形遺産や民俗遺産については独自の制度を発展させながら今日にいたった<sup>48</sup>とされる。

## 5. 結びにかえて

日本では、2003年には、『文化財科学事典』<sup>49</sup>が刊行され、世界遺産条約を含む国内外の文化財保護に関する法規と理念、文化財の種類と制度、文化財に関する機関・団体、材質の名称と特質、科学的分析方法の種類と内容、古代人間生活の研究法などの項目が立てられ、必要な用語が解説されている。この『文化財科学事典』の本編では、動産・不動産の偏りなく、考古学に関連する用語も多数選定されているが、保存科学用語集として、巻末に掲載された英語・フランス語・日本語で対応表<sup>50</sup>の解説には、以下のような特徴が述べられている。

用語の選定にあたっては、保存科学の分野で評価の高いIIC（The International Institute for Conservation of Historic and Artistic Works 国際文化財保存学会）の定期刊行物 *Study in Conservation*（1978～2002年）に発表された約600の論文を参照したが、美術と考古遺物、つまり動産に関する用語が多く、建造物や世界遺産のような不動産に関するものは少ない<sup>51</sup>。

2016年には、日本が世界遺産委員会の委員国を務めた2012年から2015年の4年間、文化庁より「世界遺産委員会審議調査研究事業」を東京文化財研究所が受託し、その成果のひとつとして、『世界遺産用語集』<sup>52</sup>が刊行された。その刊行に際しては、「保護方針の立案および専門家ばかりでなく、住民や行政官など利害関係者すべてを含めたネットワーク構築の必要性」<sup>53</sup>が説かれ、「世界遺産の申請などの手続きや審議は主に英語とフランス語で行われるが、単純に翻訳しただけでは意味に通じない用語が多く使われている」<sup>54</sup>ことが、日本国内各地で地元の文化遺

産を世界遺産にしようと作業を続ける人々にとって大きな障壁となっていることが指摘された<sup>55</sup>。これらの障壁を解消することを目的として、世界遺産の申請手続きに必要な用語を選択し、その定義をまとめ、条約や作業指針、過去の決議などにみる用語について、意味とその背景となっている知識を解説したものが、上記の『世界遺産用語辞典』である。

本稿では、世界遺産の申請手続きに必要な書類作成に、すぐに役立つような用語の解説を目指すというよりも、文化遺産に関わる用語の中で、monument という概念が、世界遺産に関わる組織で共有される価値観の根底を形成する要素のひとつであると考え、日本語とフランス語で、用語の比較を改めて試みた。その過程を通して、フランスで「歴史的モニュメント Monument Historique」というカテゴリーで保護している文化遺産・文化財の対象は、動産文化財と不動産文化財の双方であり、ひとつの法律が動産文化財と不動産文化財の双方を対象としている点が日本の文化財保護制度と共通していることを確認し、日本には元々なかったモニュメントという枠組みに日本の文化遺産がどのように該当するのか、また日本の文化遺産の価値をどのように伝えるべきかを考える上で一助となりうる知見を得ることを目指した。

「もの」や「場所」としての性格が強くあらわれている文化財よりも、それらに関連する「生きた伝統」を含めて譲り伝えていくべきものが「文化遺産」であると解釈<sup>56</sup>されている中で、本稿では、条文での用例や日本での受容を照らし合わせることで、対象となった用語が描く文脈の輪郭を大まかに辿るのみにとどまったが、元々なかった概念の用語が、この分野の実務に携わる専門家にとって、受容しやすい形で定着してきたことが確認され、適合しにくい用語である場合は、また新たな訳語の創出も検討する可能性が配慮されることについて示唆した。

---

1 西村幸夫／本中眞 編著『世界遺産の思想』東京大学出版, 2017年, p.ii  
2 筑波大学教授（当時）  
3 春日大社神主／帝塚山大学特別客員教授／奈良県立大学客員教授（当時）  
4 文筆家／皇學館大學非常勤講師（当時）

- 5 『月間文化財』特集 世界文化遺産奈良コンファレンスNara Conference on Authenticity, 文化庁, 1995年
- 6 ユッカ・ヨキレット著『建築遺産の保存 その歴史と現在』秋枝ユミ イザベル訳 益田兼房 監修, アルヒーフ, 2005年  
(Jukka Ilmari Jokilehto, *A History of Architectural Conservation*, Butterworth-Heinemann, 1999)
- 7 同前, p.16
- 8 東京文化財研究所 編『世界遺産用語集』東京文化財研究所, 2016年
- 9 稲葉信子「イギリスの文化財保護制度 —制度の歴史から最近の見直しの動きまで—」『叢書 [文化財保護制度の研究] ヨーロッパ諸国の文化財保護制度の活用事例』東京文化財研究所 国際文化財保存修復協力センター, p.9
- 10 Nikolaus Pevsner, *Ruskin and Viollet-le-Duc*, Thames and Hudson, London, 1969
- 11 ジョン・ラスキン著『建築の七燈』杉山真紀子 訳, 鹿島出版会, 1997  
(John Ruskin, *The Seven Lamps of Architecture*, sixth edition, George Allen, Sunnyside, Orpington, Kent, 1889)
- 12 同前, p.27 (Ruskin, *Id*, p.9)
- 13 Eugène-Emmanuel Viollet-le-Duc, *Dictionnaire de l'architecture médiéval*, Paris, 1868
- 14 Eugène-Emmanuel Viollet-le-Duc, *ibid*, tome VIII, p.14
- 15 Dictionnaire de l'académie Française Nouvelle Edition (以下、D.A.F.N.Eと略記)  
Tome Seconde, Nismes, chez Pierre Beaume, Imprimeur du Roi, & Libraire, près de l'Hôtel-de-Ville.1778, p.116  
Monument : f.m. Marque publique pour transmettre à la postérité la mémoire de quelque personne illustre, ou de quelque action célèbre. *Monument illustre, superbe, magnifique, durable, éternel. C'est un monument à la postérité, pour la postérité. Dresser, ériger un monument à la gloire d'un Prince, etc. On voit encore des monumen(t)s de la grandeur Romaine.*  
*On dit, en parlant des ouvrages célèbres des grands auteurs, que Ce sont des monuments plus durables que le marbre.*  
Il se prend aussi pour Tombeau ; mais en ce sens il n'a guère d'usage dans le discours ordinaire. *Superbe monument, beau monument.*
- 16 D.A.F.N.E., Tome Second, p.224  
"Patrimoine : f.m. Le bien qui vient du père & mère, qu'on a hérité de son père et la mère, *Ample patrimoine. Son père& sa mère lui ont laissé un grand patrimoine, un patrimoine opulent. Biens de patrimoine. Il a eu cent mille écus de patrimoine.*  
On appelle en certains lieux, *Patrimoine paternel*, Les biens qui viennent du côté du père ; &, Patrimoine maternel.  
Les biens qui viennent du côté de la mère.  
On dit, en parlant des biens qui ont été donnés à l'Eglise, qu'ils sont le patrimoine des pauvres.  
On appelle *Patrimoine de Saint Pierre*, & *La Province du Patrimoine*, Une partie du Domaine que le Pape possède en Italie, & dont Viterbe est la capital. P.224  
Patrimonial, ALE. Adj. Qui est de patrimoine. *Héritage patrimonial. Bien patrimoniaux.*"
- 17 正式名称「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章International Charter for the Conservation and Restoration on Monuments and Sites」
- 18 チェーザレ・ブランディ著『修復の理論』小佐野重利 監修, 三元社, 2005年, p.260
- 19 『日本国語大辞典』, 小学館, 第2版, 2001~2002年, p.1112
- 20 D・オールドリ／R・スシエ／L・ヴィラール著 水嶋英治 訳「世界遺産という概念の出現」『世界遺産』白水社, p.20-21  
(Dominique Audrerie, Raphael Souchier, Luc Vilar, *Le patrimoine mondial*, Paris, 1998, p.20)
- 21 馬淵久夫／杉下龍一郎／三輪嘉六／沢田正昭／三浦定俊 編『文化財科学の事典』朝倉書店, 2003年初版, 2004年第3版, p.33
- 22 世界遺産条約：正式には「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約The Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage」

14 記念物あるいはモニュメントをめぐる動産・不動産の日仏用語比較

- 23 馬淵久夫／杉下龍一郎／三輪嘉六／沢田正昭／三浦定俊 編, 前掲書, p.6
- 24 同前, p.6, 37, 38
- 25 Jukka Ilmari Jokilehto, *A History of Architectural Conservation —The Contribution of English, French, German and Italian Thought towards an International Approach to the Conservation of Cultural Property—*, The University of York, England, 1986
- 26 ユッカ・ヨキレット, 前掲書, p.29
- 27 ユッカ・ヨキレット, 前掲書, p.27
- 28 戸田穰・中島伸・谷川竜一『建築雑誌』「特集 建築は記念する」Vol.132, No.1700, 2017年, p.4
- 29 馬淵久夫／杉下龍一郎／三輪嘉六／沢田正昭／三浦定俊 編, 前掲書, p.33
- 30 「V研究活動及び事業」『東京国立文化財研究所要覧1968-1969』, 東京国立文化財研究所, 1970年, p.55
- 31 岩崎友吉『文化財の保存と修復』日本放送出版協会, 1977年, p.16
- 32 *Conventions et recommandations de l'Unesco relatives à la protection du patrimoine culturel*, publication de l'Organisation des Nations Unies pour l'éducation, la culture : Unesco, Paris, 1990
- 33 日本ICOMOS国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討・報告書』日本ICOMOS, 1999
- 34 『史跡等整備のてびき —保存と活用のために—』【資料編】, 文化庁文化財部記念物課, 2004年
- 35 水嶋英治 訳, 前掲書, p.18
- 36 世界有形遺産
- 37 当該調査では、イタリア・フランス・イギリス・ドイツを主要国とし、ベネルクス諸国は主要国を補完する国とされた。
- 38 斎藤英俊「序 ヨーロッパの文化財保護制度と活用事例に関する研究の概要」, 『叢書 [文化財保護制度の研究] ヨーロッパ諸国の文化財保護制度の活用事例 [イギリス編]』, 東京文化財研究所 国際文化財保存修復協力センター, 2004年, p.3
- 39 同前, p.3~4
- 40 稲葉信子「イギリスの文化財保護制度 —制度の歴史から最近の見直しの動きまで—」『叢書 [文化財保護制度の研究] ヨーロッパ諸国の文化財保護制度の活用事例 [イギリス編]』, 東京文化財研究所 国際文化財保存修復協力センター, 2004年, p.9~10
- 41 1882年に制定された古代記念物保護法Ancient Monuments Protection Act がイギリスにおける最初の文化財に関する法律とされる。(同前, p.9~10, 27参照のこと)
- 42 同前, p.9~10
- 43 稲葉信子『重層的制度と複層的組織、そして現在 —フランス文化財保護制度調査の視覚; 叢書 [文化財保護制度の研究] ヨーロッパ諸国の文化財保護制度の活用事例 [フランス編]』, 東京文化財研究所 国際文化財保存修復協力センター, 2005年, p.13
- 44 Jean Favier, *Les archives*, Paris, 1965, p.32  
吉川也志保「建築の伝統と革新からみる資料保存 —フランス国立図書館・フランス国立文書館の場合—」『日仏図書館情報研究』日仏図書館情報学会, 43号, 2019年, p.46-47
- 45 「古器旧物保存方」を指す
- 46 「古社寺保存法」を指す
- 47 稲葉信子, 2005年, p.11
- 48 同前
- 49 馬淵久夫／杉下龍一郎／三輪嘉六／沢田正昭／三浦定俊 編, 前掲書
- 50 同前, p.497~p.512
- 51 同前, p.512
- 52 東京文化財研究所 編『世界遺産用語集』東京文化財研究所, 2016年
- 53 同前, p.1
- 54 同前, p.1
- 55 同前, p.1
- 56 『史跡等整備のてびき —保存と活用のために—』【総論編】, 文化庁文化財部記念物課, 2004年, p.47